転出に関する主な手続き

お問い合わせはこちら　☎（0575）22-3131（代表）

	該当	済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き　支…西部支所でも手続きできます	必要なもの	受付窓口
住所	□	□	マイナンバーカードをお持ちの方	関市での手続きはありません	※転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	転出先の市区町村
	□	□	印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返却 ※登録は自動で廃止になります　支	・印鑑登録証	市民課 北１F
保険・年金	□	□	国民健康保険に加入している方	国民健康保険の脱退 資格確認書の返却　支	[お持ちの方] ・国民健康保険資格確認書	保険年金課 北１F
	□	□	→修学のために転出する方	転出先で引き続き関市の保険を継続する手続き	・在学証明書	
	□	□	→住所地特例に該当する施設に転出する方		・入所証明書	
	□	□	後期高齢者医療制度に加入している方	保険資格確認書の返却	・後期高齢者医療資格確認書	
	□	□	→岐阜県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください		
	□	□	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	
高齢	□	□	要介護認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の受取 ※**転出先**へ提出してください	・介護保険証	高齢福祉課 南１F
	□	□	65歳以上の方で 住所地特例に該当する施設に転出する方	関市での手続きはありません	※転出先でも介護保険証をそのまま使用してください	
	□	□	配食サービス事業を利用されている方	配食サービス中止		
	□	□	緊急通報システムを設置されている方	緊急通報システム使用辞退	・緊急通報端末	
	□	□	紙おむつ購入助成券をお持ちの方	助成券・引き換え券の返却	・未使用の紙おむつ購入助成券 ・未使用のごみ袋引き換え券	
	□	□	見守りシール交付事業を利用されている方	利用辞退		
	□	□	訪問理美容サービス費用助成事業を利用されている方	助成券の返却		
こども	□	□	妊娠中の方	関市での手続きはありません	※新住所地で妊婦健康診査受診票または予防接種予診票の差し替えが必要	転出先の市区町村
	□	□	０歳～就学前のお子さんがいる方			
	□	□	児童手当を受給している方 （0歳～高校生年代）	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください　支	※転出先での申請遅れに注意してください	子ども家庭課 南１F
	□	□	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代）	受給者証の返却　支	・子ども医療費受給者証	福祉政策課 南１F
	□	□	小学生・中学生のお子さんがいる方 ・区域外からの通学	指定区域外からの通学申立書		学校教育課 北５F
	□	□	留守家庭児童教室入室児童の保護者の方	留守家庭児童教室退室届	**※オンライン申請はこちら**	教育総務課 北５F
	□	□	保育園児等の保護者の方	退園手続き		子ども家庭課 南１F
	□	□	幼稚園児等の保護者の方	利用給付認定取消に関する手続き		
	□	□	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	
	□	□	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	
	□	□		ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届及び受給者証の返却	・ひとり親家庭等医療費受給者証	福祉政策課 南１F
障がい	□	□	療育手帳をお持ちの方で 県外に転出する場合	手帳の返還	・療育手帳	福祉政策課 南１F
	□	□	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	受給者資格変更届 または喪失届及び受給者証の返却	・重度心身障害者医療費受給者証	
	□	□	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者の方	転出手続き		
	□	□	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	受給者証の返却	・障害福祉サービス受給者証	
税・料金	□	□	上下水道の使用をやめる方	使用休止届	※お電話で手続きできます 0575-23-6782	水道 お客様センター 北２F
	□	□	転出後も継続して上下水道を使用する方 ・使用者の名義を変更される場合 ・井戸水、下水道の使用者で人数変更がある方	使用者変更届 人数変更届		
	□	□	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	・ナンバープレート ・本人確認書類	税務課 南１F
	□	□	軽自動車、250cc以下のオートバイを所有している方	廃車手続き	※税務課へお問い合わせください	
	□	□	関市内に土地や家屋をお持ちの方	固定資産税の納税管理人申告書の説明	※申告書をお渡しします	
	□	□	市税（市県民税・固定資産税など）の未納がある方	未納となっている税や料等のご相談		

	該当	済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き　支…西部支所でも手続きできます	必要なもの	受付窓口
その他	□	□	犬を飼っている方	関市での手続きはありません	※新住所地での飼い犬の住所変更等	転出先の市区町村
	□	□	ごみ出しのルールについて知りたい方	関市ごみ分別アプリ ごみの収集日・分別等の説明　支	iPhone　Android	環境課 北１F
	□	□	粗大ごみの処分が必要な方	粗大ごみ用シールの購入　支	1枚あたり1点500円	
	□	□		クリーンプラザ中濃への搬入申請(家庭用)　支	**※オンライン申請はこちら**	
	□	□	関市墓地公園（陽光苑）の使用者の方	墓地公園使用許可証書換申請	・使用者の住民票の写し（本籍地記載） ・墓地公園使用許可証 ・本人確認書類	
	□	□	市営住宅に入居している世帯の方 （入居者が減る場合）	[名義人以外の方が転出する場合] 同居人異動承認申請 [名義人本人が転出する場合] 入居承継承認申請	・異動後の世帯の住民票の写し(続柄記載) [承継の場合] ・世帯全員の所得証明書	管財課 北４F
	□	□		家賃減免申請	※詳しくは管財課へご相談ください	
	□	□	市営住宅に入居している全員が退去する方	市営住宅返還届等		
	□	□	空き家を所有することになる方	空き家に関するお困りごと（売却・賃貸・解体希望など）がある方は「空き家総合相談窓口」までご相談ください	・登記事項証明書など空き家となる物件の情報がわかるもの	都市計画課 北４F

転出届のあとは

新しく住民票を登録する市区町村で『**転入届**』の届出が必要です。

『**転入届**』は、実際に引越しした日（＝異動日）から**１４日以内**に行ってください。

※さらに注意！ ☞ マイナンバーカードをお持ちの方

引越しする日よりも前に転出の届出をした場合、引越しをする予定の日（＝異動予定日）から**３０日以内**に『**転入届**』を行わないと、お持ちのマイナンバーカードが廃止になります。

※転入届に関するお問い合わせは、転入する市区町村の役所にご確認ください。

手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる方へ

関市 SEKICITY
〒501-3894
岐阜県関市若草通３丁目１番地
電話：（0575）22-3131（代表）
HP：https://www.city.seki.lg.jp/

＊忘れずにお持ちください＊

転出届

«届出に必要なもの»

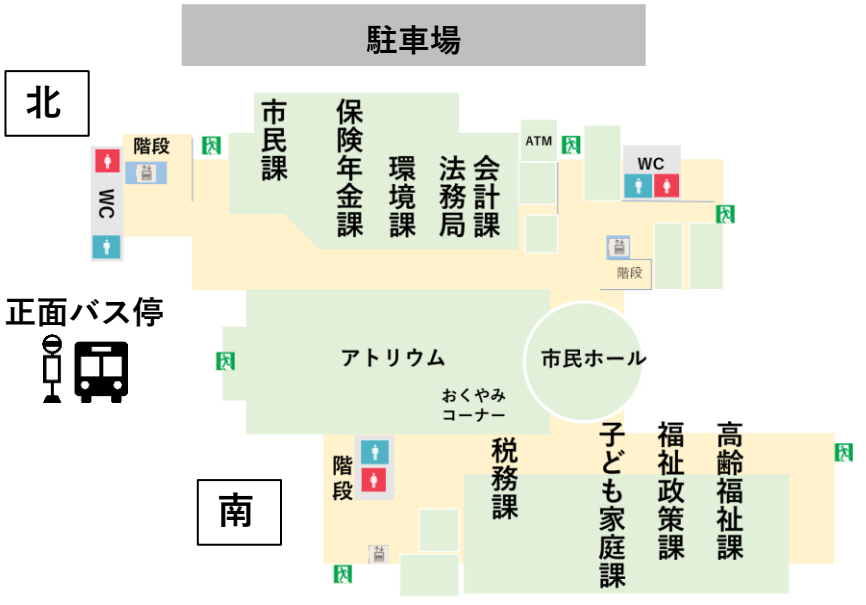
・本人確認書類

【転出届出ができる期間】

★およそ2週間前から ● 実際に引越しする日 ◎14日以内

※期間内の届出が難しい場合は、窓口でご相談ください。

1F フロアマップ



●本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの





・運転免許証　・マイナンバーカード
・パスポート　・障害者手帳　など

確認に2点が必要なもの

・健康保険資格確認書　・年金手帳
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

開庁時間

午前 **8**時**45**分 ～ 午後 **4**時**45**分

（土曜・日曜・祝日、12/29～1/3は休日です）

R8.11.1 現在